東日本大震災復旧・復興財源に関しての基本的考え方

筆谷 勇

I. はじめに

今回の東日本大震災は、日経新聞記事(平 成24年3月11日付)によると、死者17,261 人(平成24年3月11日現在)、行方不明者 3,155人(平成24年3月11現在)、負傷者 26,992人(平成24年3月11現在)、避難者 343,935 人 (平成24年3月11現在)に及 ぶなど、被害が甚大で、被災地域が広範囲 にわたるなど極めて大規模なものであると ともに、地震、津波、原子力発電施設の事 故による複合的なものであり、かつ、震災 の影響が広く全国に及んでいるという点に おいて、正に未曾有の震災であった。

本稿においては、この大震災の復旧・復 興のための財源を巡っての基本的考え方に ついて明らかにしようとするものである。

① 先ず、この大震災に対して組成された 「東日本大震災復興対策本部」(平成 23 年6月28日:第1回会合)は、「東日本 大震災からの復興の基本方針」を公表(平 成23年7月8日)し、「復興に伴う諸施 策」とともに、「復興財源」問題について も基本的な考え方を公表している。

即ち、復興財源については、「復興構想 会議(議長:五百旗頭真防衛大学校長)

が平成23年6月25日に公表した「復興 七原則」とともに、「震災復旧・復興のた めの財源については、次の世代に負担を 先送りすることなく、今を生きる世代全 体で連帯して負担を分かち合うことを基 本とする」という「復興財源基本原則」 を採用することにしている。このような 考え方は、如何にも日本人らしい美しい 言葉に飾られた一見潔く見える考え方の ようにも見えるが、後で述べるような大 きな誤謬に満ちた考え方に立脚している ことが明らかになる。

② また、この「震災財源基本原則」に立脚 して、「大震災復旧・復興財源」に関して 日本国国会においても補正予算が第一次 (平成23年5月2日成立)、第二次(平 成23年7月25日成立)、第三次(平成 23年11月21日成立)、および、第四次 (平成24年2月8日成立)に及んで組ま れているが、この補正予算の復興財源等 に関する基本的なスタンスは、後に詳述 するように、無駄の排除・歳出削減、既 存の行財政改革の見直しに伴う震災財源 の捻出、つなぎ国債の発行、更に、国債 償還のための**増税**によることを基本とし た補正予算を組むことを骨子とした「震 災財源対策」となっている。

しかし、誠に残念ながら、この補正予算は、震災を契機とした将来の日本の発展を何等考慮しない当座凌ぎ的な施策に終始している。このような施策の背景には、「増税」を基軸とする野田内閣(「税と社会保障の一体改革」と「財政規律の保持」)・一部の国会議員・財務省を中心とする各省庁の主張が存在している。

③ 更に、経済学者・財政学者等による財源 拠出施策として提言されている国債発行 論においては、「日銀引受による国債の発 行」とか、「新札の増刷による貨幣発行益 (シニョリッジ)の獲得による震災財源 の確保」などのリフレ派(通貨再膨張派: 金融緩和等によって緩やかで安定的な 数%程度のインフレ率を目指す政策の提 唱者)の主張があり、一方で、通常の国 債の発行、または、日銀による「買いオ ペ」による資金供給によって企業家、消 費者などによる設備投資、住宅投資など の有効需要を喚起しようとする経済学者 たちの議論などが提案されている。

このような、百家争鳴の様な「東日本大 震災復旧・復興財源論」において、以上に 述べた「三つの考え方」を統合し改善する ような考え方を提示することこそが、この 「震災被害」と「デフレ・円高をベースに した20年来の不況」に悩む日本国を救う方 法論である、ということについて検討をし てみる必要がある。

ところで、①~③に共通して言えることではあるが、復旧・復興財源の金額の「把握とその調達方法」のみに焦点を合わせた「財源問題」が記述されているが、A. 当世代で復旧すべき短期的復旧支出と、B. 次世

代以降に効用が及ぶインフラ資産取得等の ための長期的復興支出が、併せて議論され ているために、「支出内容とその財源との一 体的・総合的議論」が行われないことにな り、「財源論のみに偏った議論」のみが主張 されているために、復旧・復興対策そのも のが現実性の伴わない机上論に終わってい るという「弊害」がもたらされている点に ついて検討してみる必要がある。

すなわち、長期的観点に立った議論をす る場合には、英国・ニュージーランド等(発 生主義会計に基づく複数年度予算作成、な ど)で行っているような「将来想定される貸 借対照表」(将来の資産と負債の残高の会計 制度に基づいた正確な把握)を描きながら の議論が求められるのであり、民間で一般 的に行われているような「貸借対照表にべ ースを置いた長期経営計画」による将来構 想に基づいた議論でなければ「負債側の議 論」のみに終始せざるを得なくなる点に留 意すべである。つまり、「資産」とその「財 源」を長期的に対応させるという観点に基 づく議論が欠落してしまい、「世代間の受益 と負担の衡平」という公的部門で最も重視 すべき視点に欠けた議論に陥り易くなると いう「弊害」がもたらされる、という点を 指摘すべきである。

その結果として、「復興構想会議」の「**震 災被害の復興は現役世代のみで負担し、次 世代以降に負担の先送りをしない**」という 非現実的な「構想」は、単なる感情論に基づいた対策について議論を進めようとして いるという「弊害」をもたらすことになる。

その一方で、前記の「構想」は、現在、 公的部門で行われている現預金のみの受払 に焦点を合わせた「単式簿記・現金主義会

計」の弊害(負債の償還又は資金支出のみ に着目して、それによって取得される資産、 便益等には目を向けない) にも影響される ことになってしまっている、という基本的 に重要な点を指摘せざるを得ないことにな る。

その結果として、上記のような考え方が、 江戸時代の「(年貢米を強引に徴求する) 悪 代官」にも匹敵する「平成の悪代官」によ る「増税論」及び「つなぎ国債」などとい う、それこそ非現実的な「間違った」施策 に現れることになっている。

本稿においては、日本の公的部門におい て、現在、行われている「財務会計」を「単 式簿記・現金主義会計」から「複式簿記・ 発生主義会計」に改めることによって、単 に「会計技術的改革という側面」のみでは なく、「複式簿記・発生主義会計」がもたら す世代間の受益と負担の衡平という衡平 の概念に基づいて上記のような長期に及 ぶ施策が必要とされる今回のような東日本 大震災復旧・復興財源問題の「現実的な解 決策」を、「貸借対照表の資産と負債の適切 な対応関係」に重点をおいて「会計改革に ベースをおいた行財政改革」について提言 をしようするものである。

そこで、次に、上記のような「東日本大 震災復旧・復興財源論に関する三つの考え 方」について、その概要を説明するととも にその問題点に触れつつ、公的部門の『財 務会計改革』の必要性について記述するこ とにする。

Ⅱ.東日本大震災復興構想会議(議 長: 五百旗頭真防衛大学校長) の 復興構想

平成23年6月25日に公表された「復興 構想会議」の認識によると、我が国の財政 を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時(1995 年)よりも著しく悪化し、社会保障支出の 増加等による巨額の債務も、これからの世 代に負の遺産として残すことになるとして いる。更に、我が国の生産年齢人口は今後 10年で1割も減少するなど大幅な減少が見 込まれており、そのために次の世代の一人 あたりの負担は著しい増加が見込まれてお り、海外の格付け会社も、「復興のあり方と 我が国の財政健全化の取り組み」に懸念を 示している。こうした状況に鑑みれば、復 旧・復興の財源については、次の世代に「負 担」を先送りすることなく、今を生きる世 代全体で連帯して、「負担」の分かち合いに より財源を確保しなければならないと提言 している。政府は、復興支援策の具体化に 合わせて、既存歳出の見直しなどとともに、 国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税 措置として、基幹税(法人税、所得税、消 費税)を中心に多角的な検討を速やかに行 い、具体的な措置を講ずるべきである、と している。

この「増税措置の検討」は先行する需要 を賄う一時的な「つなぎとしての復興債」 を発行する場合には、日本国債に対する市 場の信任を維持する観点から、特に重要な 施策であるとしている。

ここで、問題とすべきは、特に震災復興 にあたっての財源を「今を生きる現世代で 被害の全てを賄って、将来世代に負担を残 すべきではない」と主張している点である。 この場合の「負担を後世代に先送りしない」 と言う言葉自身は極めて美しく潔ささえも 感じさせる綺麗な言葉ではあるが、こんな ことが現実に実現できると考えているとし たら大変な誤解である。被災資産の「原状 復旧支出」はともかくとしても、将来世代 に対してのみ大部分の利益をもたらす「土 地等の嵩上げ等の復興支出」に対してまで、 現役世代が如何なる理由によって負担をし なければならないのか、についての合理的 な説明に窮するのである。「受益と負担」に ついてはこれが相対応してこそ意味をなす のであり、現世代に発生した事象に対して 将来においてのみもたらされる利益に対 してまで、現世代に生きる人々に全負担を 強いるのは、「受益と負担の均衡」という観 点からは、余りにも不合理で理不尽な理屈 であると言わざるを得ない。

この「構想会議」の論法によると、近い 将来に発生が予想されている東海地震・東 南海地震・南海地震・東京直下型地震、等 の自然災害についても、その発生時の世代 がそのすべての災害について、被災時点及 び被災後のあらゆる復興支出に対して「増 税」をベースにした負担を強いられること になる。正に、日本は「増税」地獄の嵐の 下に、沈没の道しか残されないのであろう か?

このような「不合理・理不尽な支出」を 回避するためにも財政法第4条において、 「建設国債と赤字国債」の区別を明らかに 規定している。また、地方公営企業法第23 条の「永久債」の規定においても公債の発 行と償還の対応関係の必要性について、「受 益と負担の衡平」の考え方が明確に規定さ れている。

更に、GASB(米国政府会計基準審議会)概念意見書第一号にあるように、「世代間の 負担の衡平」という概念からは「受益と負 担の衡平」は特に、公的部門において重要 な基礎概念であることが強調されている。

以上のことから考えられることは、東日本大震災において見られるような突発的な自然災害に対する復旧・復興財源については、「復旧」または「復興」の態様に応じて、それに必要とされる適切な財源について別々に検討をすべきである。

即ち、特に復旧において見られるような 当面の需要に見合う支出に必要な財源については「短期的な資金」が必要になる。

一方、特に、インフラ資産のような長期 的な受益をもたらす資産の取得に見合う財 源については、国債・公債等の「長期的な 資金」が必要になることも十分に検討に値 する。当然、前者については、不要・不急 資産の売却収入、不要費用の削減、予算の 組み替え、等の短期的財源が考えられるが、 いずれにしても、「構想会議」に見られる単 なる増税論のごとき安易な対応策につい ては、現在の円高・デフレに喘ぐ日本の現 状からは到底考えられない愚策であり、不 況に苦しむ農民から力づくで年貢米を搾り 取ろうとする「江戸時代の悪代官」を彷彿 とさせるものであり、世界的にみても日本 の策の無さが物笑いの種になることが予想 される。平成時代には「悪代官」は不要な のである。

後者の長期的資金を必要とするような復 興資産の取得については、政府・日銀等に よる金融緩和等の施策によって取敢えず日 本経済を安定させてから、次の施策として、

やおら、「消費税等を中心とする増税」を 実施することを考えるべきであり、このよ うに政府・日銀などとしては経済の本来あ るべき王道を歩むべき時が現在なのである。 現在、国会等で消費税を中心とした「増 税論」が正に「国会の最重要課題」として 議論されている。大震災の被災者(特に、 福島県の避難者約 35 万人の故郷への一日 も早い帰還問題、など)を「復興庁」のみ に任して「増税論議」のみを先行させる政 府等の考え方には、国民は極めて大きな疑 問を感じているのである。国会等は「何が、 今、一番議論すべき大切な事項であるのか」 という疑問に真っ先に目を向けるべきであ る。

Ⅲ. 東日本大震災からの復興の基本 方針(東日本大震災復興対策本部、 平成 23 年 7 月 29 日公表) —事業 規模と財源確保―

先述の「東日本大震災復興構想会議」の 議論と並行して、「東日本大震災復興基本 法」が平成23年6月24日に成立し、翌25 日には、この「基本法」の提言と前期「構 想会議」に沿って「東日本大震災復興対策 本部」(本部長:内閣総理大臣)は、平成 23年7月29日(8月11日改訂)に、「東日 本大震災からの復興の基本方針」をまとめ た。

復興の「基本方針」の大要は、復興期間 を平成23年度を初年度とする10年間とし、 特に、当初の5年間を「集中復興期間」と 位置付けている。復興施策としては、復興 の三つの柱 ①災害に強い地域づくり、地域 における暮らしの再生、地域経済活動の再 生、②大震災の教訓を踏まえた国づくり、 ③原子力災害からの復興、の三つの観点か ら整理され、復興支援の仕組みとして、「復 興特別区制度 | や「使い勝手の良い交付金 | の創設等が盛り込まれている。次にその概 要及び問題点について見ることにする。

1 事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興 期間」に実施すると見込まれる施策・事業 (平成 23 年度第 1 次補正予算等及び第 2 次補正予算を含む)の事業規模については、 国・地方(公費分)合わせて、少なくとも 19 **兆円程度**と見込まれる。また、10 年間 の復旧・復興対策の規模(国・地方の公費 分)については少なくとも **23 兆円程度**と 見込まれる。尚、この規模の見込みには、 原則として、原子力損害賠償法、原子力損 害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担 すべき経費は含まれていない。

2 財源確保に係る基本的考え方

Ⅱ. 構想会議と内容及び問題点は全く同 じであり、先述のように全く浅薄な表現と なっている。

日く:「復旧・復興のための財源につい ては、次の世代に先送りすることなく、今 を生きる世代全体で連帯し負担を分かち 合うことを基本とする。」

3 「集中復興期間」中の復旧・復興事業 に充てる財源確保の方法

5 年間の「集中復興期間」中の復旧・復 興事業に充てる財源は、平成23年度第1 次補正予算等及び第2次補正予算における

財源に加え、歳出の削減、国有財産売却の ほか、特別会計、公務員人件費等の見直し や更なる税外収入の確保及び時限的な税制 措置により 13 兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税(法人税、所得税、 消費税)などを多角的に検討する。また、 与野党間の協議において、平成23年度税制 改正事項について合意が図られる際には、 改正事項による増収分を復旧・復興財源に 充てることも検討する^{注1)}。

4 復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、「集中復興期間」及び「復興期間」を踏まえ、今後検討する。時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には宛てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することにする注20。

5 今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成に合わせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

税制調査会における検討に当たっては、 歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める ^{注3)}。

6 地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも 19 兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、合わせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う^{注4}。

IV. 東日本大震災復旧・復興財源の ための「補正予算を巡る諸問題」

1 第一次補正予算 (平成 23 年 5 月 2 日 : 成立)

表-1 2011 年度 1 次補正予算の東日本大震 災関係経費(支出)

費目名	金額 (億円)
1. 災害救助等関係経費	4,829
(1)応急仮設住宅等の供与	3,626
(2)遺族等への弔慰金・被災者	485
への障害見舞金の支給	
(3)災害援護資金の貸付	350
(4)生活福祉資金の貸付	257
(5)被災者救急支援(高齢者·	112
乳幼児ケア、被災地診療確	
保)	
2. 災害廃棄物処理事業費(津	3, 519
波等災害廃棄物(がれき等)	
処理費	
3. 災害対応公共事業関係費	12, 019
(1)災害復旧等公共事業	(10, 438)
・公共土木施設(河川・海岸・	8, 235
道路・港湾・下水道等)	
・農地・農業用施設	500
・有料道路	492

,	
• 既設公営住宅	468
・空港	237
・その他(水道・工業用水・ 廃棄物処理施設等)	506
	(1 [01)
(2)一般公共事業	(1, 581)
・災害公営住宅の整備等	1, 116
・災害復旧関連の緊急必要の	465
公共土木施設等緊急補修等	4 100
4. 施設費災害復旧費等	4, 160
(1)学校施設等	1 001
• 学校施設等災害復旧費等	1,831
・学校施設耐震化	340
(2)介護、医療、障碍者施設な	845
どの社会福祉施設等	
(3)農業・林業用施設等	355
(4)警察·消防防災施設等	264
(5)中小企業組合等共同施設等	190
(6)その他	335
5. 災害融資関係経費	6, 407
(1) 中小企業等の事業再建及	5, 100
び経営安定のための融資等	٥, ٢٠٠
(2)災害復興住宅融資等	560
(3)農林漁業者の事業再建及	400
び経営安定のための融資等	
(4)私立学校の施設整備等の	226
ための低利融資	
6. 地方交付税交付金(地方	1, 200
が自由に使える資金とし	
て、災害対応の特別交付税	
を増額)	
7. その他東日本大震災関係 経費	8,018
(1)自衛隊・警察・消防・海上	
保安庁活動経費等	
• 自衛隊活動。復旧経費等	1,886
• 緊急消防援助隊等活動経費	414
等	
• 警察活動経費等	164
・海上保安庁活動経費等	130
(2)医療保険制度等の保険料	1, 142
減免等に対する特別措置	
(3)漁船保険・漁業共済の支払	939
支援	

(4)漁場·養殖施設等普及対策	681
(5)その他	2,663
東日本大震災関係経費総合計	40, 153

出所:財務省資料より、三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室作成

2 第一次補正予算(平成23年5月2日成 立)

表-2 2011 年度第 1 次補正予算の東日本大 震災関係経費 (財源)

財源	項	目	金額 (億円)
1. 既定経費	骨の減額		37, 102
(1)子供手当	の減額		2, 083
• 3 歳児未満	の子供〜	の支給	
額引き上げ	げ (13 千	·円→20	
千円)の抗	歓回		
(2)高速道路	の原則無	料化社	1,000
会実験の一	一時凍結	に伴う道	
路交通円差	骨化推進	費の減額	
・実施中の37	7 路線 50	区間(地	
方の高速に	道路の約	20%に	
相当)での	の無料化	を 6 か月	
をめどに耳	反りやめ		
・今年度に予	定されて	ていた 6	
区間の無料	斗化を取	りやめ	
・今年度に予	定されて	ていた夜	
間のトラン	ックを対	象とした	
一部区間の	の無料化	の取りや	
め			
(3)基礎年金			24, 897
特別会計~	への繰り	入れの減	
額等			
• 国庫負担比			_
/3→1/2	:)に伴う;	繰り入れ	
増額を一時	寺停止 (年金財源	
の転用)			
・財源は、鈴			_
設整備支持			
(12, 000			
の剰余金			
外為特会の	り剰余金	2,309億	

円)	
(4)周辺整備資金の活用に伴	500
うエネルギー特別会計への繰	
り入れの減額	
・一般会計からエネルギー対	
策特会への繰り入れ(当初	
予定額 7,772 億円)の減額	
(5)政府開発補助等の減額	501
(6)議員歳費の減額	22
・衆参両議院の国会議員歳費	
を一人当たり 300 万円削減	
(4月~9月分を毎月50万	
円ずつ減額)	
(7)経済危機対応・地域活性化	8, 100
予備費の活用	
2. 税外収入	3, 051
(1)独立行政法人日本高速道	2,500
路保有•債務返済機構納付	
金	
・土日祝日の高速道路料金上	
限 1,000 円制度の取りやめ	
(2)公共事業費負担金収入	551
第一次補正予算財源見込合計	40, 153

出所:財務省資料より、三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室作成

上記の平成23年4月22日、閣議決定された東日本大震災復旧・復興第一次補正予算を見ると、取敢えず、直接被災額として40,153億円を計上しており、この額のみでも阪神・淡路大震災の経費を上回るものとなっている。

表-1 支出項目についてみると、インフラ 関連や公営住宅設備等の公共事業費が多く、 その他では「がれき処理」や「仮設住宅供 与」といった初期対応に予算が重点配分さ れている。一方、金融面での対応としては、 企業の資金繰り支援が事業規模 10 兆円で 行われることになっている。

一方、表-2によって震災復旧・復興財源

を見ると、既存の歳出見直しによる財源が 大部分を占めており、まるで数合わせの観 を呈しているが、極めて無節操な政治の貧 困が見て取れる情けない財源探しとなって いる。

今回の補正予算では「国債の増発」は回避されることになりそうであるが、まず目に付くのが将来の年金支給原資の実質的な取り崩しが行われており、年金財政の健全性を損なうものとなっている。

財源を巡っては与野党の意見が対立して おり、今後に向けても補正予算審議の争点 となる公算が極めて高い。

特に、政府・与党は、今後も震災対応予算を積み増す方針ではあるが、「歳出見直し」による財源捻出は限界に近く、「国債増発」や「増税」等による調達が必要ということになろう。政府としては調達財源捻出に当たっては、先ず、震災対応財源である旨を明示したうえで国債を増発(所謂、つなぎ国債)した後に、当該国債の償還に合わせて増税(復興増税)を行い返済に充てる方式が、国債の信用保持のためには望ましいとしている。

しかし、ここで決定的に間違っているのは、「国債発行」が「どの様な目的で実施されるのか」についての考慮がなされていない点を指摘すべきである。

- A. がれき処理、仮設住宅の供与、などの当面の経常的な支出に費やされる費用の支 弁に充てられるものか、
- B. インフラ資産取得、高台移転費用、工業 用地の土地嵩上げのための費用(用地取 得費用、公費負担の住居建設費用、高台 移転のための道路整備費用、等)、岸壁等 の改良費、等の固定資産取得費用

「国債の発行」においては、少なくとも その支出目的に応じて、少なくとも上記の 発行目的の区別が明確に把握されている必 要があり、例えば、A. に対応する「国債の 償還」においては、出来るだけ現世代で負 担する方途について考慮すべきであり、増 税とか、つなぎ国債が喚起した生産活動に よってもたらされる税収増によって賄う 方策についても検討すべきである。

しかし、B. に係る国債の償還については、 あくまでその財源によって取得された「イ ンフラ等の固定資産」の耐用年数・サービ ス提供期間に見合った国債の償還期間につ いて、国債の償還について検討をする必要 がある。例えば、「高台の土地の取得費、ま たは、土地の嵩上げ費用」等の「永久資産」 の取得に係る国債の償還については、**原則** として**当該国債の償還は不要**であり、民間 の「資本金」に準ずるものとして**「借換債」** によって償還原資を見出してゆくべきこと になる。

以上をまとめてみると、震災関連支出に ついての財源に「国債」を発行した場合に は、必ずその支出内容(取得資産)と対応 させた償還計画を樹立すべきであり、只や みくもに全ての国債を「増税」等によって 返済をすべきものでない、という極めて大 切な原理・原則を国政担当者は知るべきな のである。

このように、「資産」とその源泉である財 源の「負債」とを正確に対応させるという 決定的に重要な予算手法は、現在の政府も 含めた公的部門で採用している「単式簿 記・現金主義会計」ではとても正確にその 対応関係を把握することは至難の業であり、 その会計を民間のような「複式簿記・発生

主義会計」に改めて「貸借対照表」を作成 しない限りは、到底その達成が不可能な難 事なのである(この点については、後にも 例示等によって触れる)。

ところで、この「復興増税」について、 この第一次補正予算において政府が考えて いる税目として、主幹税(法人税、所得税、 消費税)の引き上げを考えているが、それ ぞれ一長一短があり、国際競争力の維持や 世代間の負担の分散の観点から、消費税の 引き上げを有力候補と考えている(現時点 で、政府案としては、2014年4月8%、2015 年10月10%を提案している。)。消費税の引 き上げについては、震災前から議論が行わ れている「社会保障・税の一体改革」と合 わせて、検討を行おうとしている。

表-3 復興増税に関する法人税・所得税・消 費税の比較表

長短	法人税	所得税	消費税
長所	・じ担こ能・はと合た企外いに負る可能場の変数を変し、	・じ担こ能・所の置らめをやいたとと。災得優をれ被除いに負る可能上措けた災し。	・くきな見・みの率準引地いれ負分が税込際日費低あげ大言いをでにがる的本税水り余きわる。
短所	・国際的な 法人税率 の引き下 げの流れ に反し、国	・定年退職 前の現役 世代に負 担が集中 する。	・被災者を 増税対象 から除外 すること が困難。

際競争力	
低下につ	
ながる恐	
れがある。	

出所:三菱東京 UFJ 銀行調査室作成

しかし、このような円高、デフレを中心とする不況時に、政府が意図するような「増税」が果たして税収増加の効果を上げることになるか、については、各方面から、不況の加速、法人税及び所得税の落ち込みになる」という懸念の声が上がっている。即ち、「増税」のためには、過去に昭和恐慌時に高橋是清蔵相が行ったように国家の有する「通貨発行権」に基づく「通貨の増刷」、または、

「日銀引受の国債発行」によって、景気を立て直し、その結果として、「増税」に耐えうる国民経済の体質が改善されたのちの「増税」が本筋ではないか、という主張が多くの経済人から論じられている。江戸時代の悪代官による年貢米の絞り上げによって、農民は逃散(ちょうさん)という手段を講じることによって、悪代官に対抗している故事からして、企業の海外逃避、国民の海外移住等によって、日本国の貧困が加速する、という悪夢の再現が招来されないことを祈る経済人は多い。

3 第二次補正予算(平成23年7月25日成立)(支出及び財源)

追加的な復旧策を盛り込んだ第二次補正 予算が成立した。総額は、19,988 億円であ り、その主な支出内容は以下のようなもの であった。

① 被災者の「二重ローン」対策及び「生活再建支援制度」の拡充:3,774億円

② 東京電力による損害賠償支援や放射線 への不安解消策: 2,754億円、など その財源としては、前年度剰余金受入 等である^{注5)}。

4 第三次補正予算(平成 23 年 11 月 21 日 成立)

(1) 2011 年度第三次補正予算の東日本大 震災関係経費に係る支出

表-4 2011 年度第三次補正予算の東日本大 震災関係経費

費	目	名	金額 (億円)		
(1)災害救	助等関係	経費	941		
・災害救助	助費		301		
・生活福祉	・生活福祉資金貸付事業費				
・被災者勢	緊急支援	経費	475		
(2)災害廃	棄物処理	事業費	3, 860		
(3) 公共	事業等の	追加	14, 734		
・災害復	日等事業	費	8, 706		
 一般公司 	共事業関 権	係費	1, 990		
・施設費等	等		4, 038		
(4)災害融	資関係経	坚 費	6, 716		
(5)地方交	付税交付	金	16, 635		
(6)東日本	大震災復	更興交付金	15, 612		
(7)原子力	災害復興	関係経費	3, 558		
(8)全国防	災対策費	ţ	5, 752		
(9)その他	の東日本	大震災災	24, 631		
害関係統	経費				
(10)年金融	臨時財源(の補てん	24, 897		
東日本大	震災第三	次補正予	117, 335		
算合計					

出所: 財務省「H23 年度第三次補正予算等 について」より財政金融課作成

※ (10)「年金臨時財源補てん」を除外する と復興財源は92,438億円となる。

以上の、東日本大震災関連の財政需要を 賄う歳出の主な特色を見てみると、「日本経 済の再生無くして被災地域の新たな復興は 無い」(安住淳財務大臣演説)との認識の下、 最近の過度な「円高」の影響による産業の 空洞化等に対応するための経費も盛り込ま れている。内閣府によると、実質的な総生 産(GDP) の押上げ効果は1.7%程度、また雇 用創出・下支え効果については70万人程度 と試算している。

歳出の編成にあたっては、被災地方自治 体の負担をゼロにするとともに、様々な需 要に機動的に対応でき、なおかつ多様な復 興プランに柔軟に対応できる仕組みが必要 とされた。このため、先ず地方交付税交付 金の積み増しが行われている。さらに、「東 日本大震災復興交付金」を創設し、被災地 域主導で作成される復興プランが「杓子定 規な国の決まりごと」(野田佳彦首相衆議院 本会議録より)に邪魔されずに遂行される 仕組みの整備を行っている。これらの措置 は、今回の補正予算編成の大きな特徴と言 える。

特に、(6) 「東日本大震災復興交付金」 においては、「使い勝手の良い基金」として、 今回新設された「一括交付金制度」があり、 5省40事業(土地区画整理事業、防災集団 移転促進事業、漁業集落整備事業、介護基 盤復興まちづくり整備事業、幼稚園等の複 合化・多機能化推進事業等) にわたる、復興 地域づくりに必要な基幹事業のための各種 補助金が、内閣府において一括計上されて いる。

(9)「その他の東日本大震災関係経費」に おいては、「円高対策関連経費」として、① 中小企業対策、②立地補助金、③資源権益

確保関連経費、④節電エコ補助金、⑤住宅 関係経費、などを計上している。

- ① 中小企業対策では、東日本大震災や円高 の影響を受けた中小企業の支援のため、 被災中小企業者が設備を再導入する場合 の新規のリース料の補助、特定のものづ くり基盤技術の高度化に資する中小企業 の研究開発などに要する経費が計上され ている。
- ② 立地補助金は、産業の空洞化を防ぐため、 サプライチェーンの中核分野となる代替 の効かない部品・素材分野や、高付加価 値の成長分野の生産拠点や研究開発拠点 に国内立地補助を提供するものである。
- ③ 資源権益確保関連経費も、産業空洞化対 策として、レアアース等の資源の安定供 給確保を図るものである。
- ④ 節電エコ補助金は、一般家庭や中小企業 等における省エネルギー・節電の支援を 行うものであり、太陽光パネルや蓄電池 の導入促進費が計上されている。
- ⑤ 住宅関係経費では、環境対応住宅普及促 進対策費 1,446 億円や優良住宅取得支援 制度に係る金利の引き下げ分 159 億円が 盛り込まれている。

(2) 2011 年度第三次補正予算の東日本大 震災関係経費に係る財源

表-5 2011 年度第三次補正予算の東日本大 震災関係経費

財	源	項	Ħ		金額 (億円)
(1)復興	惧債			1	15, 500
(2)税夕	卜収入				187
(3)復興財源となる歳出削減					1,648
・子ども手当の減額					1, 155
・自衛	隊活動経	費等の	減額		294

・エネルギー特別会計の見直し	200
東日本大震災関係経費)(財源)	117, 335
の合計	

出所:財務省「H23 年度第三次補正予算等 について」より財政金融課作成

東日本大震災関係経費の財源には、公債費11兆5,500億円のほか、税外収入と歳出削減分を充てている。税外収入として、公共事業負担金と災害等廃棄物処理事業負担金を合わせて187億円が計上されている。これは、事業を国が直轄で行い、直轄事業費を計上することに伴い、地方公共団体等が負担する負担金の受入見込額が計上されたものである。

歳出削減として、先ず、子ども手当の減額1,155億円が計上されている。これは、「平成23年度における子ども手当等に関する特別措置法」(平成23年は107号)等により、本年(平成23年)10月以降における子ども手当の支給額を見直すことに伴うものである。また、自衛隊活動経費等の減額294億円は、自衛隊災害派遣部隊の撤収等によるものである。また、エネルギー対策特別会計の見直しによる減額200億円は、原子力関連研究開発予算の見直し等に伴い、エネルギー対策特別会計への繰入額が減額修正されることによる注60。

5 第四次補正予算(平成24年2月8日成立)

予算総額 25,130 億円、大部分は東日本大 震災の復興費などを年度内に実行させるた めの予算確保のためものもである。

V.「復興財源法(案)」に見る震災 復興財源のあり方

上述したように、第三次補正予算におい て、平成23年以降(2011)年度から27(2015) 年度までの「集中復興期間」に実施する復 興策の財源(約13兆円程度)は、歳出の削 減、国有財産売却のほか、特別会計、公務 員人件費等の見直しや更なる税外収入の確 保及び時限的な税制措置により確保するこ ととされた。これを受けて今国会に提出さ れた「東日本大震災からの復興のための施 策を実施するために必要な財源の確保に関 する特別措置法案」(第179回国会閣法第4 号(以下、「復興財源法案」)、及び、「東日 本大震災からの復興に関し地方公共団体が 実施する防災のための施策に必要な財源の 確保に係る地方税の臨時特例に関する法律 案」(第179回国会閣法第3号(以下、「地 方復興財源法案」)は、臨時増税と税外収入 の具体的内容、及び、一時的な「つなぎと しての復興債」の発行について規定してい る。

尚、復興債は、平成23年度第3次補正予算以降、平成27(2015)年度までの復興費用の財源として発行され、平成49(2037)年度までの間に「償還」するものとされている(復興財源法案第69条~第71条)。尚、付記した法案の条番号は、平成23年11月25日時点で判明している修正案による修正後のものである(以下同じ。) ^{注7)}。

1 臨時増税

以下の臨時増税を実施することにより、 10.5 兆円の財源を確保する想定である。

(1) 所得税・個人住民税(復興財源法案 第6条~第39条、地方復興財源法案第 2条)

所得税については、現行の所得税額に対 して時限的に 2.1%の付加税が創設される (復興特別所得税)。期間は、平成25(2013) 年から平成 49 (2037) 年までの 25 年間で ある。これに伴う増収見込み額は、7.25兆 円である。

地方税の個人住民税については、均等割 の税額が時限的に 1,000 円引き上げられ、 年額5,000円となる。期間は、平成26(2014) 年度から平成35 (2023) 年度までの10年 間である(給与所得者など特別徴収の適用 を受ける者の負担は、平成26年6月から増 えることになる。)。これに伴う増収見込額 は、0.6 兆円である。

なお、平成23年度税制改正案には、退職 所得に係る個人住民税の 10%税額控除の廃 止が盛り込まれていたが、政府は今回この 改正も成立させて平成25年1月から適用し、 その増収見込み額(0.17 兆円) も復興財源 に充てる方針である。

(2) 法人税(復興財源法案第 40 条~第 68条)

法人税については、現行の法人税額に対 して時限的に **10%の付加税**が創設される (復興特別法人税)。期間は、平成24(2012) 年4月以降に始まる事業年度から3年間で ある。一方で、平成23年度税制改正案に盛 りこまれた課税ベース拡大と税率引き下げ も併せて実施する見込みであるため、実効 税率は2.5%程度下がることになる。

以上の改正を全体と見れば税収としては、 ほぼ、中立ではあるが、平成23年度改正案 に係る部分は所与のものとみなすことにな

るために、法人税の増収見込み額は付加税 による2.4兆円となり、これが復興財源に 充てられることになる。

2 税外収入

以下の(1)及び(2)の措置により、合計約 1.5 兆円の税外収入が確保される見込みで ある。

(1) 特別会計積立金の活用

平成24 (2012) 年度から平成27 (2015) 年度までの間、予算で定めることにより、 復興財源を得るために財政投融資特別会計 の財政融資資金勘定から国債整理基金特別 会計に繰り入れることが出来ることにされ た(復興財源法案第3条)。当該繰入金相当 額は、財政融資資金勘定の積立金から同勘 定の歳入に繰り入れることとされているの で、復興財源として積立金を取り崩すこと になる。

(2) 政府保有株の売却

政府が保有する日本たばこ産業株式会社 (JT)の株式のうち、3分の1を超える部分 をできる限り早期に処分することとしてい る(復興財源法案第4条)。なお、日本たば こ産業株式会社法(昭和59年法律第69号) 第2条により、政府は、IT 設立時に無償譲 渡を受けた IT株の2分の1以上を保有する 義務があるとされているため、復興財源法 案の附則第5条は、この比率を発行済み株 式総数(議決権制限株式を除く)の3分の1 超に引き下げることとしている。

また、東京地下鉄株式会社(東京メトロ) の株式についても、その売却益を復興債の 償還に充てることが出来るものとしている (復興財源法案第5条)。

(3) 今後の検討事項

上記に加えて、今後 10 年間の復興期間中に2 兆円の税外収入を上積みすべく、政府は、JT 株の全部売却やエネルギー対策特別会計所属の株式の処分について検討することとしている(復興財源法案附則第 14 条)。これらの結果、追加の財源確保が見込まれる場合は、臨時増税の負担を軽減するための措置が講じられる(復興財源法案附則第 16 条)。

3 歳出削減等

臨時増税以外の増税収入は、現在5兆円と仮置きされている。その一部は、上記2の通り財源確保法案及び地方財源確保法案に規定されているが、それ以外で政府が想定していると報じられている歳出削減策は、子ども手当の見直し(2.1兆円)、高速道路無料化の中止(0.5兆円)、公務員人件費の見直し(0.6兆円)、エネルギー対策特別会計の見直し(0.1兆円)等である。

VI. 公会計改革に基づいた東日本大 震災復旧・復興財源の基本的なあ り方

1 「臨時増税」を巡る各種の議論

上記で見たように、平成23年度に予定されている震災関連支出は第一次補正予算約4兆円、第二次補正予算約2兆円、第三次補正予算約12兆円、第三次補正予算約12兆円、第四次補正予算約2.5兆円、合計約20.5兆円位になっているが、これからも大幅な増加が予想されており、このような巨額の復旧・復興財源を歳出削減のみによって短期間に捻出すること

は極めて困難であることから、国債の発行は不可避であるという認識は共通化されている。問題は、国債発行の具体的な内容についてであり、例えば、国債の具体的な償還方法(期間、税目、など)が大きな争点になっている。この点については後に検討(例示参照) する。

また、復興特別所得税の実施期間が 25 年に延長されたことは、毎年の国民負担が 軽減され、経済への影響は軽微となるもの の、「次の世代に負担を先送りすることな く、現世代全体で連帯し負担を分かち合 う」という「復興構想会議の提言における 基本理念」が失われたとの指摘もある。

一方で、これまでの累積債務は措いて復 興財源だけを考えれば、課税平準化の観点 から、通常の国債と同じく60年で償還する 余地もあるとする見解もある。

更に、税目についてみても、たばこ税と 消費税が主な論点となった。基幹税の負担 を軽減するために、当初たばこ税が増税の 対象に加えられたが、葉タバコ農家への影響や特定の消費者にのみ負担を求めること への反発などから、対象から除外された。

消費税が「**臨時増税**」の対象から除外されたことについては、「社会保障と税の一体改革」との関係はあるものの、より短期で復興財源を調達するためには消費税を活用すべきであったとする見方もある。

以上は「増税」を前提とした議論であるが、そもそも円高・デフレで景気が悪化している中での「増税」に否定的な見解も非常に多い。その中には、国債の日銀による直接引受、日銀及び政府による貨幣の増刷等によって財源を賄うべきである、というリフレーション的「通貨再膨張論」(リフレ

派)を主張する見解も多い。

1980 年代のアメリカの不況克服策とし てレーガン大統領が採った減税・規制緩和 政策を参考にすべきである、とする見解も ある。この結果、1990年代のアメリカにお いてクリントン大統領はその成果(経済成 長、失業率低下、など)を享受することが 出来たのである。

しかし、これらの議論の中で決定的な議 論を展開する者は見当たらず、これらの議 論については、改めて、後述するように、 別の観点からの見直しが必要である。

2 震災復旧・復興及び不況克服のための 「通貨発行論」-の妥当性の検討

震災復旧・復興の「特需」を逆に利用し て、上述したような**細々(こまごま)とし** た支出削減施策に替えて、大幅な金融緩和 政策を打ち出すべきであるという議論が ある。

- A その一つの例として、ケインズ理論に 先駆けて「昭和恐慌」を見事に乗り切 った高橋是清蔵相の手腕に真似るべき であると言う主張がある。即ち、「高橋 財政」の下ではこ
- ① デフレ下では、先ず国民の「デフレ予想」 を払拭して、インフレ予想の形成を促す 「金融政策のレジーム転換」が不可欠で ある、ことを実証した。つまり、予想イ ンフレ率が急上昇するのは、高橋蔵相が 「大量の通貨発行」、および、「国債の日 銀引受方針」を発表した段階(1932 年 3 月)で、それを受けて株価も実際に「日銀 引受 | が始まる 32 年 11 月より 3 か月前 の8月には上昇に転じている。即ち、人々 の予想がデフレからインフレに急転換す

ることによって、「高橋財政」は昭和恐慌 からの脱出に見事に成功したのである。

② また、当時、「日銀の国債引受はインフ レにつながった」とする見方が広く流布 しているが、これも正しくない。即ち、 インフレがひどくなるのは、高橋蔵相の 暗殺(1936)後で政府が軍部の圧力に抗し きれなくなってからである。「高橋財政 (1932~1936)」は、2%(消費者物価上昇率) の穏やかなインフレの下で、実質経済成 長率は 7.2%へと昭和恐慌期の 10 倍にも 上昇、株価は 70%上昇、地価も下げ止ま り 1%と抜群の経済パフォーマンスを誇 るものだった。

このような「高橋財政」の実証的金融成 功を踏まえて、今回の平成恐慌を阻止して 震災財源に寄与するための方策について、 岩田規久男学習院大学教授、衆議院議員山 本幸三氏等から以下の様な提言がなされて

(1) 先ず、「金融政策」においては、「髙橋 財政」に匹敵するような、「デフレ予想を インフレ予想へ転換」させる「金融政策の レジーム**転換」が必要である。**具体的には、 「インフレ目標政策+無制限の長期国債買 いオペ」の実行である。将来のハイパーイン フレを懸念する人々に対抗するためにも 1 ~3%程度という上下限付の「インフレ目 **標**|(白川方明日銀総裁が言っているよう な「**目途(ゴール)**」(平成 24 年 2 月 14) ではない)を設定することが望ましい。これ までの様に日銀が小出しの政策を幾ら積み 上げても、「人々がインフレを予想する」た めには効果が無い。人々に「それならイン フレになるかも知れない」と思わせるよう な大胆な政策レジーム転換、日銀の強固な

コミットメントが必要である。(但し、日銀 は平成24年3月13日に東北を中心とする 特需に基づく経済成長を支援するために金 融緩和を図る、という「金融政策決定会合」 の決定を表明している。)

(2)次に、「財政政策」では、「レジーム転 換」を目指した大胆な財政出動が必要であ る。金利引き下げ余力が極めて小さい状況 下(公定歩合:基準割引率=0.30%:2008 年)の景気後退局面では、健全財政はむし ろ「悪」となる。赤字国債発行も止むを得 ないし、それを日銀が間接的に買うという 事で消化は可能である。今は、経済成長率 を引き上げることに全力を集中すべきで、 出来ることは何でもやるというのが良い。 その中でも、将来の生産性向上、環境改善 等に結びつくようなプログラムが望まれよ う。 名目経済成長率が 3%を超えるくらいに なったところで、財政再建を考えていけば よい(このような経済・財政緊急時において、 基礎的財政収支(プライマリー・バランス) の黒字化のみを気にしていては、何も有用 な震災対応のための財政出動が出来ない)。

(3)「為替面」で注意すべきことは、(2) の財政出動だけだと金利上昇圧力が生じて「円高」になり、財政出動の効果が失われるという事である(マンデル・フレミング理論:変動相場制の下では、財政出動しても景気刺激効果が無く、自国通貨高(→輸出減)を招く)。従って、(1)の金融緩和政策が必ず同時・併行されなければならない。即ち、(1)(2)両政策(金融緩和&公共事業等)を同時に発動して初めて効果が発揮されるのである。

(4) 一方、**アダム・スミス等の主張**によると、「**大量に発行した新発国債」が**意図

せずに「(市中資金吸い上げによる)市中金利高騰」を引き起こし、民間の経済活動(震災復興の為の投資または住宅購入、など)に抑制的効果を与えてしまう、という「クラウディングアウト効果」が懸念されるが、「デフレ下の日本経済においては、そのような影響はあり得ない」というように主張する論者(京都大学教授藤井聡氏等)もいる。

岩田規久男氏、山本幸三氏等によるこのような、①②の金融政策(日銀)・財政出動(政府)が発動されて震災財源も潤沢になるものと思われるが、やはり、その効果は会計的に十分正確に把握されるべきであり、現在の「単式簿記・現金主義会計」では十分な成果の把握は不十分となってしまうことが懸念される。

B 財政収入を増加させる方途についての 検討

上記の「高橋財政」は「国債の日銀引受」による「マネー・ファイナンス」によって、金融緩和政策を大々的に打ち出し、国民の「インフレ政策への政策転換期待」に応えたものであったが、その故事に倣って、今回の震災復興にあたっても、個人の破壊された住宅・自家用車等の新規取得等の有効需要を喚起させ、一方、企業に対しては特需に基づいた新たな設備投資(震災復興設備の回復・移転先土地取得・破壊された道路等のインフラ資産の改善投資、など)に向けての意欲を高揚させるのに大いに寄与する必要がある。

ところで、この機会に、政府の財政収入 を得る手段について整理してみると、(1) 租税徴収(「増税」)、(2)国債の発行、(3) 通貨発行、の三つが考えられる。

先ず、(1)「**増税**」については、現在の 日本の置かれている経済環境である「円高」 及び「デフレ」等に基づく経済不況下にお いては、「増税」は殆ど論外な「最悪のシナ リオ」と考えられるが(1997年、橋本内閣 による経済不況下での消費税増税(3%→5%) の GDP 成長率に与えたマイナス効果を参 照。)、財務省にその根を有している政府は これ(増税)を中心に、この東日本大震災 の難事を切り抜けようとしている。平成24 年2月14日の日銀による若干の「インフレ 政策転換」の発言によって、「円高」とか「株 価」等については若干の好転の兆しは見え ているものの、思うように進まない「円高 是正」、または、先進国中でもかなり上位の 「法人税率」などの企業環境の悪化を嫌っ て主要な企業は海外逃避を図っており、こ の日本産業の空洞化傾向は中小企業にも及 んで、留まるところを知らないありさまで ある。まさに江戸時代の「悪代官」による 年貢米の過酷な徴求から逃れる対抗手段と して農民等が行った「逃散」がこの平成の 現代に行われている、という悲惨な事実が 現実に起きている。通常の学問を学んで来 た常識人である官僚・政府・一部の国会議 員等が、何らの経済学・財政学等の知識も 必要なくしても優れた「行政」を行う常識 的能力に恵まれている筈であると国民は信 じて国政を任せている。ところが、当の国 民が日本国から逃げ出すような「平成の悪 代官まがいの行政をする筈が無いこと」を、 心から期待しているのである。

何れにしても「財政収入」を「増税」を 中心に確保するのは「極めて愚策」である、 と指摘をせざるを得ないのである。経済を 建て直してから「増税」について検討をし

ても十分間に合う事柄なのである。現在(平 成24年3月11)、東日本大震災において、 避難民約34万人、建物全半壊約38万戸の 対応を迫られている現状を前にして、恒久 的税制である消費税の増税論議を国会で展 開している余裕はないのである。経済を十 分に建て直してから取り組むべき課題であ ることを政府及び全国会議員は知るべきで

次に、(2)「国債の発行」であるが、池 田信夫氏(上武大学特任教授)によると、「必 ずしも日銀引受による国債の発行」によら なくとも、通常の入札で日銀が国債を購入 して、市場に資金を供給すればよいのであ って、敢えて新発国債によらなくとも何ら 問題は無い(この理屈の裏には、発行通貨総 量は従来と変化はなく、増加させる必要は ない)として、「国債の日銀引受」に関して、 次のような主張をされている。

池田氏によると、「高橋財政」のような「日 銀引受のような国債発行」を実施すると次 のような問題が発生する。即ち

- (a) 先ず、日銀による「国債の引受」は財 政法第5条で禁じられている。
- (b) 「国債の日銀引受」を実施すると国債 価格が暴落し、その結果として金利が上 昇するので経済発展に悪影響を及ぼす。
- (c) 「国債の日銀引受」をすればハイパー インフレーションを引き起こす。
- (d)「国債の日銀引受」は、そもそも禁じ 手である。

以上のような理由を挙げて、池田信夫氏 は「国債の日銀引受」に反対論を唱えてお られる。このような議論を展開されるのは 財務省を中心とする官僚諸氏、内閣を中心 とする政府、一部の国会議員、などである が、経済人、学者を初め多くの経済評論家 はこの考え方に異論を唱えている。

即ち、(a)については、「財政法第5条の但し書き」において、「国会の決議」があれば日銀による「マネー・ファイナンス」は可能であり、元財務省官僚の高橋洋一氏(嘉悦大学)が指摘しているように、事実、この財政法但し書きに基づいて毎年一定額の「国債の日銀引受」が行われている(財務省と日銀はこの事実を国民に知られることを極端に嫌っているようである)応急的支出に備えての国会議決に基づく「国債の日銀引受」による資金供給は当然必要になることであり、全く隠す必要も無く、民間では至極当たり前の経済行為なのである。

また、(b)については、国債を日銀が引き受ければ民間に対する国債の供給は増加することにはならないので、民間引受の場合に比べてむしろ国債価格は下落するどころか、反対に上昇することさえ期待できるのであり、その場合には国債金利は低下するのが当然の帰結となる。

次に、(c)の場合には、発行済み残高が1,000 兆円もある国債を復旧・復興財源として20~30 兆円増加させただけで、ハイパーインフレーションを引き起こすという発想は、どう考えても非現実的な「妄想」であると指摘せざるを得ない。

更に、(d)については、何が**禁じ手**であるかの意味不明の表現であり論評は不要としか言いようがない。

平成24年2月14日に日銀白川方明総裁が示した「物価上昇率の**目途(ゴール)**1%、資産買入れ基金増額10兆円:55兆円→65兆円」の「脱デフレ政策」の表明によって、「20年も続いた日本経済低迷の桎梏が取

り除かれるかも知れない」、という期待感がマーケットに広まって、為替・株価ともに、このところ、少しではあるが良好な方向に動き出したようである。20年間も続いた日本の景気も少し上向きに展開しているようであると好感されている。

日本景気が回復しない限りにおいては、 東日本大震災の復旧・復興においても明る い兆しは望めなく、むしろ、2%前後のイン フレこそが今の日本の窮状を打破するもの であるという期待を表明する経済関係者が 多い。

池田信夫氏(等)、財務官僚、各種政治家、 一部国会議員のような「国債の日銀引受」 の[禁じ手]論を展開している人々が居る限 りにおいては、日銀も本来の景気・物価調 整機能を存分に発揮出来ないのではないか とも考えられるが、平成24年2月14日の 白川総裁発言以来、日本景気に少しでも灯 りが灯りつつある現状を目の前にしては、 今後においても日銀の努力を信じて、日本 政府は、日銀と相たづさえて国難とも言え る今回の大震災に対応してもらいたいと切 に望むものである。被災者を含む全国民が 幸せになれば良いのであって、いたずらに 自説に拘ったり(こだわったり)、自己の立 場のみを考慮する非国民的行為はお互いに 慎むべき時である。

次に、(3)「通貨発行」についてであるが、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(昭和62年6月1日法律第42号)の第4条(貨幣の製造及び発行)第1項において、

「貨幣の製造及び発行の権能は、政府に 属する。」と規定しており、同第2項におい て「財務大臣は貨幣の製造に関する事務を、 独立行政法人造幣局に行わせる。」としてい る。

一方、日本銀行法第46条においては、次 のように日銀の「通貨発行権」を認めてい る

第1項:日本銀行は、銀行券を発行する。 第2項:前項の規定により日本銀行が発行 する銀行券(以下『日銀券』という。)は、 法貨(法的な強制的通用力を有する貨幣) として無制限に通用する。

ところで、丹羽春喜氏(大阪学院大学)に よると、「我が国の「通貨」は「政府貨幣」 と「日銀券」とよりなっており、この「政 府貨幣」には、金属で鋳造されたコインだ けではなくて、「政府が発行する紙幣」すな わち「政府紙幣」も含まれる」としている。 また、同氏によると、『「日銀券」は発行の 都度、「負債」に計上されることになるが、 「政府貨幣」については、発行の都度、政 府の収益を形成することになり、その「収 益(額面金額)」から発行のための原材料 費・人件費・その他経費等の「コスト」を 控除したものが「貨幣の造幣益」 (seigniorage シニョリッジ)ということに なる』と説明している。更に、同氏による と、『「造幣益」は一種の「打ち出の小槌」 とも言えるものであり、政府がこの「通貨 **発行権**」をやたらに行使すると「ハイパー インフレ」を招来することになるが、現在 の日本のようなデフレ・ギャップ(即ち、 需要不足に起因する生産能力の過剰な余裕 がある経済状況) に悩んでいる経済環境に おいては、有効需要を創出することにより、 経済再生の要石(かなめいし)ともなる』 と解説されている。

以上の、(2)「国債の日銀引受」、及び、

- (3)「通貨発行権の有効利用」については、 いわゆるリフレーション派(通貨再膨張 派:金融緩和による緩やかな日本経済の成 長を唱える学説:「リフレ派」ともいう)と 呼ばれる学者または経済評論家達がその有 用性について説いており、「増税」とか「必 要投資額の削減」等によって復興財源捻出 を意図する現政権等とは、「現政権のような 施策は不景気に喘ぐ日本経済を益々萎縮さ せてしまう」という理由から、対立した見 解を表明している。
- C 復旧・復興財源の基本的考え方を検討 する場合において、「世代間の受益と負 担の衡平」を考慮に入れる「公会計」 のあり方について検討が必要である、 とする立場

東日本大震災及びそれに伴って発生した 原子力施設崩壊による放射線被害について の復旧・復興財源について検討する場合に、 「復興財源」と「当該財源によって賄われ る費用及びインフラ等の資産」との対応関 係について考慮すべきである、とする考え 方がある。

即ち、国債等の借入金によって取得され た資産については、その資産のサービス提 供期間にわたって国債等の借入金の償還が 行われなければ「受益と負担の衡平」が保 たれているとは言えないことに配慮すべき であるというものである。しかるに、「復興 構想会議 | 等の提案によると、「当該世代 に発生した被害に伴う復興費用等の全て は当該世代で全て負担し、後の世代に一切 の負担を負わせるべきではない」という 「基本方針」を打ち出している。このよう な考え方は債務の負担のみに目を向けた 「とんでもない謬見」に基づいた見解の表 明であると言える。

例えば、高台(たかだい)移転費用などの土地取得費等は、大部分、後世代のみがその利益を受ける支出であり、その高台移転費用については現役世代が受ける受益は極めて限られた部分のみであり、その支出の大部分は後世代のみが受益者となるべき支出項目なのである。

その支出に伴う受益の大部分が後世代の みである支出について、現世代のみが財源 の全てを負担すべきであるという考え方は いかにも不合理な復興論理であり、このよ うな不合理を避けるためには、取得すべき 資産とそれの財源たる負債等が対応関係に あることを、支出項目ごとに検証する必要 がある。その検証を可能にするためには

- ① 先ず、財源としては、一般的財源である「税金」に拠っていては「資産と負債との対応関係」は不明であり、個別の対応関係の検証は不可能という事になる。従って、サービス提供期間が長期に及ぶ固定資産等の財源としては、一般的な資金需要を賄う「税金」ではなく、長期にわたって償還される個別資産毎について発行される「国債等」に拠るべきであり、当該「固定資産によるサービス提供」と「国債等の債務償還」との対応関係が正確に検証出来ることが必要である。
- ② しかるに、現在の公的部門で採用している「単式簿記・現金主義会計」では長期間に及ぶ「資産と負債」の対応関係の検証は、とても無理な要求であって正確な検証の実施は不可能であり、将来に及んで「資産と負債」とを夫々正確に把握できる「貸借対照表」の作成を可能にする

「複式簿記・発生主義会計」に公的部門

の「**会計システム**」そのものを転換する ことが不可欠な要請となる。

世界の先進国において、単式簿記・現金 主義会計にを採用している国はドイツ連邦 (ドイツの大部分の州(総数は 16 州)は発 生主義会計を採用)と日本のみであり、今 回の東日本大震災を契機にして日本におい ても複式簿記・発生主義会計に改めるタイ ミングは今を措いて無いことを覚るべきで あり、政府及び自治体の公会計改革に対し て一大奮起を望むものである。

この大きな転換によって、上記において 縷々説明したように、今回の震災復旧・復 興財源問題に関して、単なる会計技術的側 面のみではなく、「世代間の受益と負担の衡 平」という大きな目線に立って、あるべき 日本経済の将来像を「構想」することが出 来るようになる。

(結論)

以上の検討によって判明したことは

- 長期的支出目的の財源確保
 - 先ず、長期的復旧・復興財源は国債等の「長期的財源」によって調達すべきであること(「消費税の増税」等の検討は、 大震災復旧・復興の目途がついてからの検討事項とすること)。
- ② 短期的支出目的の財源確保 次に、がれき処理・仮設住宅・当面の 生活維持等の「短期的支出の財源確保」 を図るためには、「日銀引受国債の発行」、 または、「通貨発行権の活用」によって当
- ③ 「世代間の受益と負担の衡平」を図るた

面の資金支出に対処すること。

めの「公会計改革」の必要性

更に、「世代間の受益と負担の衡平」の 実現を図るためには、公的部門の会計を 「単式簿記・現金主義会計」から「複式 簿記・発生主義会計」に改め、かつ、「資 産のサービス提供期間(耐用年数等)」と 「当該資産取得に充てられる国債等の債 務の償還期間」とを合理的に対応させる

この場合、土地の嵩上げ・高台移転費 用等の固定資産等については、「減価」と いう事実が考えられず、このような半永 久的インフラ資産等の取得に充てられた 財源については、当該債務(国債、等) の償還等は必要が無く、民間企業の「資 本金」に準ずるものとしての取扱が必要 になる。

以上のような施策を提唱すべきと考えら れる。

<設例による東日本大震災を契機 とした「公会計改革」の活用例> (震災復旧・復興のための「"支出"と"そ の財源"」との一体的把握の必要性)

1. 公的部門における「複式簿記・発生主 義会計」導入の必要性について

先に述べたように、「復興構想会議」の提 案によると、「震災復旧・復興のための財源 については、次の世代に負担を先送りする ことなく、今を生きる世代全体で連帯して 負担を分かち合うことを基本とする」とい う「基本方針」を述べているが、この「基 本方針」によると負担=財源のみの議論に 終始してしまい、その「資金の使涂」につ いての議論が欠落してしまう。公的部門の 長期資金支出について議論する場合には当 該支出に関しての「世代間の受益と負担の 衡平」についての議論が極めて重要なキー ポイントになり、特に現世代が受益のみを 享受してその負担(債務等)のみを後世代に 負担させるという事を厳しく禁じているが、 反対に、現役世代のみが後世代のみの受益 のための負担を担うことも衡平性の観点か ら好ましくない、という事も述べられてい る(GASB 米国政府会計基準審議会・概念意 見書第一号)。これは、「受益とその負担は 必ず対応」しているべきである、という至 極当然の原理を述べているもので、何人と 雖も首肯せざるを得ない「自然の法則」と も言えるものである。「復興構想会議」のよ うに、自然災害が発生した時に「たまたま」 生存していた人々は、その自然災害に起因 する全損害を復旧・復興する義務を負うべ きである、という非現実的な環境に貶めら れてしまう結果になる。これは、「受益と負 担の対応」関係を無視した「暴論」である、 と指摘せざるをえない。(会計命題の("費 用収益対応の原則"参照)。

公的部門の人々が事象または取引につい て、「金銭授受:結果」のみに着眼してその 授受の原因となっている「事象・取引その もの:原因」について無視をしてしまう、 という「単式簿記・現金主義会計の特性」 からもたらされる「取引・事象の二面性の 無視」がこのような発想をもたらしている、 というように考えられる。この故に、政策 策定において「長期的施策・長期的予算編 成」等が常に求められる公的部門において こそ「複式簿記・発生主義会計の導入」が 必要である、という事が言えるのであり、

このような公的部門における「公会計改革」 が長期間に及ぶ予算編成を可能にする「行財政改革」につながるものと言える。

英国及びニュージーランド等では、1990 年代から発生主義に基づく会計及び複数年度・予算編成が行われており、日本においても今回の東日本大震災を契機として、「複式簿記・発生主義会計」に基づく長期・複数年度・予算編成を導入すべき絶好のチャンスである事を、政府のみでなく、各省庁、学者、経済評論家等の諸氏はその必要性について声を大にして提唱すべき機会は今を措いては無いことを認識すべきである。

つまり、震災財源はその支出内容と対応 させて検討をされてこそ生きてくるのであって、単なる、支出とその源泉との「数合 わせ」を行っているのでは無いことを知る べきなのである。

2. 複式簿記・発生主義会計によった場合 の会計処理の例

インフラ等固定資産サービス提供期間と(復興)国債等債務償還期間との対応例

例 1. 国債発行(「日銀引受)資金による 「岸襞改良」に係る会計処理

(前提条件)

- ① 岸壁改良の支出価額:12 億円
- ② 改良岸壁のサービス提供期間:60 年 (耐用年数)
- ③ 国債の発行価額:12億円
- ④ 国債の償還期間:60年

(仕訳) 複式簿記・発生主義会計による仕 訳

・岸壁改良後第1年度の減価償却費及び 債務償還費の計上 (借方)国債2千万円/(貸方)現預 金2千万円(国債の償還)

・岸壁(構築物)の減価償却費の計上 (借方)減価償却費2千万円/(貸方) 構築物2千万円(岸壁の減価償却)

1年後の貸借対照表(単位:千万円)

資産	資産の部		資産の部 資本及び負債の		負債の部
構築物	118	国	債	118	
資産合計	118	資本	及び	118	
冥座百計 118		負債	合計	110	

この例においては、岸壁改良工事による 受益は二世代(一世代≒30 年)に跨ること になる。

例 2. 高台移転用土地 60 億円を(復興)国 債(永久債) 60 億円で取得 (前提条件)

土地は減価しないので、国債は資本金に 準ずるものとして償還しないか、または、 借換債(地方公営企業法第 23 条)で償還に 充当することにより、当初の元本 60 億円は 不変となる。

(仕訳)

- ・(借方) 土地 600 千万円/(貸方) 現 預金 600 千万円(取得時の仕訳)
- ・(土地)の減価償却及び債務(国債)の償還は行わないので、(仕訳)は無い。

1~60 年後の貸借対照表(単位:千万円)

資産の部 資本及び負債		債債の部				
土	地	600	600 国 債※ 600			
資産	合計	600		本及び 責合計	600	

(注)国債の償還については、土地という減

価をしない資産に転嫁しているので、償 還は不要である。

※ 実は、民間の「資本金」に相当する。

この、例1、例2を通じて、上記のよう な「将来の貸借対照表」を参照することに よって、「資産」と「負債」とが将来的にも 計数的に合理的に対応していることを理解 することが出来、将来的にも「世代間の負 担の衡平」が保たれていることが実証され ていることが分る。

ところが、この将来の「貸借対照表」に おいて、「資産価額」と「負債価額」の数値 にアンバランスが発生すると、「資産」の「耐 用年数」または「サービス提供期間」の見 積、或いは、「負債」の償還期間の見積に何 らかの不合理があったという事が問題にな る。例えば、「負債価額」が大幅に「資産価 額」を上回っている場合には、「将来世代に 対する負担の先送り」を示していることを 示すものであり、債務償還期間の短縮を図 るための施策を講じることが必要になる。 場合によっては「増税」等によって(「負債 価額」―「資産価額」)の差額を埋めるため の施策を求められることもある。また、逆 に、「資産価額」が大幅に「負債価額」を上 回っている場合には、当該「資産」の「耐 用年数」または「サービス提供期間」の見 積を修正する必要性が求められることもあ る。この、後者のようなケースは、「インフ ラ資産の耐用年数の過少見積」の場合に、 しばしば、見受けられるが、「適正な耐用年

数」に改めることによって、当該インフラ 資産の「利用料金」等を妥当な金額に改め る、という事も必要になる。

このように、「将来の貸借対照表」を検討 することによって、当該「経済実体」(日本 国、地方公共団体、等)の「財務マネジメン ト」を正確に遂行ことが可能になる。

この例によって分るように、経済実体の 「財務マネジメント」の成果を数字によっ て明確に示す事が出来るのが、「複式簿 記・発生主義会計」の大きなメリットであ ることを理解されたい。これが、『会計学』 は「数学」であると言われている所以でも ある。

この「会計学」のみが有するメリットは、 経済学・経営学・財政学・統計学・行政学 等の周辺学問によっては如何とも達成しえ ない「人類最高の知恵」(と、ゲーテは絶賛 している。)であることを理解する必要があ り、先進諸国の中で最も遅れていると言わ れる日本国の「公的部門における会計改革」 に**本稿の読者**が取り組まれることを切望 する。

日本の公的部門は、一日も早く、他の先 進諸国と同様に、従来からの「単式簿記・ 現金主義会計」から「複式簿記・発生主義 会計」に転換をして、「震災復旧・復興財 **源の検討」**に関して「公会計の活用」を図 ることこそ、今回の東日本大震災の経験を 生かすべき「最高の知恵」なのである。

(参考文献)

- GASB(米国政府会計基準審議会),『概念意 見書』,第一号
- ・岩田規久男、『大震災から立ち上がる経済

復興』,筑摩書房

・榊原英資、『通貨で読み解く世界同時恐慌』, アスコム

- ・高橋洋一・三橋貴明,『大震災で日本は金 持ちになるか、貧乏になるか』, 幻冬舎
- ・高橋洋一,『日本復興への処方箋』, 扶桑 社新書
- ・浜矩子、『通貨を知れば世界が読める』、 PHP ビジネス新書
- 財務省資料等

(注記)

- 注 1) この第 3 項については、震災事項の 実態を見極めもしないで、殆どでたらめ に近い財源(13 兆円など)について考え ていることを如実に示しており、「対策本 部」が如何に計画性の無い組織であるか を国民の前にその実態を曝け出したもの であり、こんな組織の存在の必要性その ものについて国の責任を問うべきもので ある。
- 注 2) このような「基本方針」は、復興債 の意義について何らの検討も行わないで、 復興債をあくまで増税の一時的なつな ぎとしてのみ位置づけていることから の表現となっている。 復興債とは、本来、 インフラ整備等の長期的資金需要を賄う ために発行されるべきものであり、後世 代のための生産基盤となる貴重な震災復 興資産の特需財源となるべきものであり、 これを一時的に「増税」の単なる「つな **ぎ資金扱い**」にするという「基本方針」 の無計画性がこのような条項を定めさせ ることになっている。これが、「なぜ問題 か」と言うと、将来世代のみに「利益」 をもたらす支出財源を、将来において何 らの利益を受けることが期待できない現 役世代のみに負担させる、という**世代間** の受益と負担の衡平の基本的対応関係

に何ら配慮しない**暴論**と言える、からである。今回の「東日本大震災」のような「自然災害」を恰も現役世代が発生させたかのような錯覚にとらわれた「単なる感情論」は財政および経済について論ずるときには絶対に差し控えるべき思考方法なのである。

更に、「将来における復興債の新規発行などの金融緩和政策をベースにした経済成長に伴う税収増加による復興債の償還など」について考慮するという「前向きの経済効果」に着眼できていないということの政治の貧困性について見直すべきことが、この「基本方針」によって示唆されていることが示されているものと言える。「つなぎ国債の償還期間は、別途検討する」としているが、「負債の償還期間」はその負債によって取得した「資産等」の「耐用年数・サービス提供期間」に合わせて償還を行うのが経済の大原則であり、「別途検討する」などという事は凡そあり得ないのである。

- 注3) 仮置き額を予め3兆円と決めておく ことにより、必要「増税額」を示唆して いるように考えられる。このような「江 戸の悪代官」さながらの税制改正などが 存在してよいのであろうか?「国民の担 税力」については全く考慮の外におかれ ている
- 注 4) 19 兆円の仮置き額を提示することに より、地方交付税の必要額の推計を可能 ならしめている。
- 注 5) この「議案」に対する参議院の投票 結果を見ると、賛成 227 票、反対 6 票と いうことであった。「被災者の生活保護案 件」に対してまで反対意見を表明する 6

人の議員の考え方については、同じ人間 として極めて慚愧の念に堪えない。

注 6) このように、各種の有益な諸活動の 見直しに伴う「予算の減額修正」は、国 民生活の気持ちを萎縮させるだけでなく、 将来に対する希望をも奪うものである。 このような政治決断は日本国の将来に おける経済活動及び希望を奪い去るもの であり、自然災害の財源対策としては 「最悪のシナリオ」と言えるものである。 父親が失業した家庭における家計費の 圧縮・縮減対策を真似した家計に似てお り、「通貨発行権」または「国債の日銀引 受発動権 | 等を持つ「国家」と「家計」 とを全く同一視して経済対策を考えよう とする「全くの愚策に満ちた経済政策・ **予算政策」**であると言わざるを得ない。 日本はギリシャとは異なり、20兆円程度 の負債の増加には十分に耐えうる経済的 体力 {2011 年日銀調査統計局"資金循環 統計(2011年第2四半期速報)の「部門

別の金融資産・負債残高 | : 日本の負債は、

家計353兆円、民間非金融法人1037兆円、 一般政府(中央政府・地方・社会保障基 金) 1076 兆円で合計 2466 兆円、対して、 日本の資産は、家計1491兆円、民間非金 融法人 767 兆円、一般政府 488 兆円で、 合計 2746 兆円、差し引き 280 兆円のプラ ス}を持っていることを為政者は忘れな いようにしてもらいたい。後述するよう に、上記一般政府の1,000兆円を超える 負債は、国民経済を適切に成長させるこ とにより、先進諸国並みの水準まで減少 させることが十分期待できると主張する 論者も多数いるという事を、為政者は忘 れるべきではない。(尚、平成24年3月 13 日、日銀の「金融政策決定会合」にお ける東日本地区の復興特需支援のため の「金融貸出枠の拡大」の決定、等を参 照されたい。)

注 7) 「債務償還」の対象とすべき「支出 項目及び当該項目に対しての償還の必要 性の有無」については、「設例等」に基づ いて後述する。